

現況報告書（平成31年4月1日現在）

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
07 福島県	368 南会津郡南会津町	07000	3380005009780	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人南陽会				
(8)主たる事務所の住所	福島県	南会津郡南会津町	長野字上ノ山3417-2		
(9)主たる事務所の電話番号	0241-62-5088	(10)主たる事務所のFAX番号	0241-62-5089	(11)従たる事務所の有無	1 有
(12)従たる事務所の住所	福島県	南会津郡下郷町	大字中妻字大百刈70		
	福島県	南会津郡下郷町	大字湯野上字居平乙836-3-2		
	福島県	南会津郡下郷町	大字豊成字橋原2489		
	福島県	南会津郡只見町	大字長浜字唱平60		
	福島県	南会津郡只見町	大字長浜字久保田17		
(13)法人のホームページURL	http://nanyoukai.jp/		(14)法人のメールアドレス	akamatsu-so@nanyoukai.or.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成3年4月24日		(16)法人の設立登記年月日	平成3年5月9日	

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	0
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数	
山田 明	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで			3	
猪股 純一	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで			2	
目黒 良平	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで			3	
芳賀 善一	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで			3	
星 敏恵	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで			1	
星 芳昭	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで			3	
湯田 嘉朗	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで			2	

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	450,000	1 特例有
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態
星 太治	1 理事長 H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで	平成23年4月1日	2 非常勤	平成29年6月16日	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無
渡部 喜右	3 その他理事 H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで		2 非常勤	平成29年6月16日	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無
渡部 利男	3 その他理事 H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで		2 非常勤	平成29年6月16日	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無
鈴木 義光	3 その他理事 H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで		2 非常勤	平成29年6月16日	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無
星 紀夫	3 その他理事 H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで		2 非常勤	平成29年6月16日	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無
渡部 良喜	3 その他理事 H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで		1 常勤	平成29年6月16日	3 施設の管理者	2 無

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。  
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	0
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数	
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況			
渡部 高幸	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで	6 財務管理に識見を有する者(その他)	平成29年6月16日	4	
渡部 仁	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	平成29年6月16日	1	

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	------------------------------------	---------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数			
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	2
		常勤換算数	1.0
		③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数			
①常勤専従者の実数	36	②常勤兼務者の実数	4
		常勤換算数	3.0
		③非常勤者の実数	18
		常勤換算数	11.8

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成30年6月11日	5	2	2		(1)議案第1号 平成29年度社会福祉法人南陽会事業報告について（原案の通り可決された） (2)議案第2号 平成29年度社会福祉法人南陽会一般会計収入支出決算報告について（原案の通り可決された） (3)議案第3号 平成30年度社会福祉法人南陽会一般会計収入支出補正予算(第1号)(案)について（原案の通り可決された）
平成30年12月11日	6	2	0		(1)議案第4号 平成30年度社会福祉法人南陽会一般会計収入支出補正予算(第2号)(案)について（原案の通り可決された）
平成31年3月22日	6	2	0		(1)議案第5号 平成30年度社会福祉法人南陽会一般会計収入支出補正予算(第3号)(案)について（原案の通り可決された） (2)議案第6号 平成31年度社会福祉法人南陽会事業計画(案)について（原案の通り可決された） (3)議案第7号 平成31年度社会福祉法人南陽会一般会計収入支出予算(案)について（原案の通り可決された） (4)議案第8号 社会福祉法人南陽会就業規則の一部改正について（原案の通り可決された） (5)議案第9号 社会福祉法人南陽会下郷作業所ホールの運営規程の一部改正について（原案の通り可決された） (6)議案第10号 社会福祉法人南陽会車両運行管理規程の制定について（原案の通り可決された）

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成30年6月11日	5	2	(1)議案第1号 平成29年度社会福祉法人南陽会事業報告について（原案の通り可決された） (2)議案第2号 平成29年度社会福祉法人南陽会一般会計収入支出決算報告について（原案の通り可決された） (3)議案第3号 平成30年度社会福祉法人南陽会一般会計収入支出補正予算(第1号)(案)について（原案の通り可決された） (4)議案第4号 社会福祉法人南陽会理事長事務の専決及び代決に関する規程の一部改正について（原案の通り可決された） (5)議案第5号 平成30年度第1回社会福祉法人南陽会評議員会の開催日の選定について（原案の通り可決された）
平成30年9月21日	5	1	(1)議案第6号 平成30年度社会福祉法人南陽会一般会計収入支出補正予算(第2号)(案)について（原案の通り可決された） (2)議案第7号 社会福祉法人南陽会就業規則の一部改正について（原案の通り可決された） (3)議案第8号 社会福祉法人南陽会資金支弁職員の雇用等に関する規程の一部改正について（原案の通り可決された）
平成30年12月11日	6	1	(1)議案第9号 平成30年度第2回社会福祉法人南陽会評議員会の開催日の選定について（原案の通り可決された）
平成31年3月22日	6	1	(1)議案第10号 平成30年度社会福祉法人南陽会一般会計収入支出補正予算(第3号)(案)について（原案の通り可決された） (2)議案第11号 平成31年度社会福祉法人南陽会事業計画(案)について（原案の通り可決された） (3)議案第12号 平成31年度社会福祉法人南陽会一般会計収入支出予算(案)について（原案の通り可決された） (4)議案第13号 社会福祉法人南陽会就業規則の一部改正について（原案の通り可決された） (5)議案第14号 社会福祉法人南陽会下郷作業所ホール運営規程の一部改正について（原案の通り可決された） (6)議案第15号 社会福祉法人南陽会車両運行管理規程の制定について（原案の通り可決された） 他

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	渡部 高幸 渡部 仁
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	繰越金額が1億円を超えている為、基金等の規程を制定をして財政運用の計画、方針を考えるよう指導があった。
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	法人規程の中で基金等について制定されていないため、会計事務所と協議し基金等の立ち上げと運用について整備を行うようにします。

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				
		③事業所の所在地		④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)

001	障害者支援施設あかまつ荘	00000001	本部経理区分		社会福祉法人南陽会あかまつ荘					
		福島県	南会津郡南会津町	長野字上ノ山3417-2	1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成3年4月24日	0	0	
001	障害者支援施設あかまつ荘	01040401	障害者支援施設（施設入所支援）		社会福祉法人南陽会あかまつ荘					
		福島県	南会津郡南会津町	長野字上ノ山3417-2	1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成3年4月24日	45	15,695	
001	障害者支援施設あかまつ荘	01040402	障害者支援施設（生活介護）		社会福祉法人南陽会あかまつ荘					
		福島県	南会津郡南会津町	長野字上ノ山3417-2	1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成18年4月1日	45	10,535	
001	障害者支援施設あかまつ荘	02130107	障害福祉サービス事業（短期入所）		社会福祉法人南陽会あかまつ荘					
		福島県	南会津郡南会津町	長野字上ノ山3417-2	1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成16年4月1日	4	1,095	
002	みなみあいづ障がい者相談センター	02130303	計画相談支援		社会福祉法人南陽会みなみあいづ障がい者相談センター					
		福島県	南会津郡下郷町	大字豊成字橋原2489	4 その他	4 その他	平成26年5月1日	0	2,710	
003	下郷作業所ホIPP	01040406	障害者支援施設（就労継続支援B型）		社会福祉法人南陽会下郷作業所ホIPP					
		福島県	南会津郡下郷町	大字中妻字大百刈70	2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成22年4月1日	26	4,772	
003	下郷作業所ホIPP	01040405	障害者支援施設（就労移行支援）		社会福祉法人南陽会下郷作業所ホIPP					
		福島県	南会津郡下郷町	大字中妻字大百刈70	2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成24年8月1日	6	239	
004	只見地域活動支援センターじねんと	02130501	地域活動支援センター		社会福祉法人南陽会只見地域活動支援センターじねんと					
		福島県	南会津郡只見町	大字長浜字唱平60	1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	平成25年4月1日	20	2,379	
005	グループホームすみれ荘	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）		社会福祉法人南陽会すみれ荘					
		福島県	南会津郡下郷町	大字湯野上字居平乙836-3-2	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成18年11月1日	5	1,785	
005	グループホームすみれ荘	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）		社会福祉法人南陽会さくら荘					
		福島県	南会津郡下郷町	豊成橋原2114	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成22年4月1日	6	1,875	
005	グループホームすみれ荘	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）		社会福祉法人南陽会たんぽぽ荘					
		福島県	南会津郡南会津町	田島字田部原41-2	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成24年4月1日	6	2,190	
005	グループホームすみれ荘	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）		社会福祉法人南陽会ひまわり荘					
		福島県	南会津郡下郷町	豊成字橋原2489	3 自己所有	3 自己所有	平成26年5月1日	5	1,825	
005	グループホームすみれ荘	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）		社会福祉法人南陽会いちごハウス					
		福島県	南会津郡南会津町	田島字北下原31-2	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成29年2月13日	5	1,095	
006	グループホームこまどり荘	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）		社会福祉法人南陽会こまどり荘					
		福島県	南会津郡只見町	大字長浜字久保田17	1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成30年2月1日	7	1,556	

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2) 公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称						
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3) 収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称						
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4) 備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

--

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する)	サマーショートボランティア	下郷町の4つの施設
地域における公益的な取組⑧(その他)	同一町内の四法人で、共同で町内の小中高生を対象に、高齢者施設、障がい者施設でボランティアを行った。	
	パン作り教室	南会津管内
	南会津管内の保育所、幼稚園、小学校等一般住民を対象に材料費程度をいただいてパン作りを行った。	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	1 有
㊩第三者評価結果	2 無
㊪苦情処理結果	1 有
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	1 有
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費 (円)	225,035,090
②施設・設備に係る公費 (円)	3,111,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	322,064,340
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	01 公認会計士
②実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	宍戸会計事務所
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用 [年額] (円)	
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	<p>○障害者総合支援法に基づく実地指導【サービス種別:就労移行支援、就労継続支援B型】                  (指導年月日 H30.11.1)</p> <p>1.人員に関する基準【就労移行支援、就労継続支援B型】                  (平24条例第90第163条第1項)、(平24条例第90第187条(第174条第1項準用))                  運営規程に記載されている就労支援員の職員の辞令が「生活支援員兼運転手」となっているため、改めること。については、具体的な改善状況を報告するとともに、改善が確認できる資料を添付すること。</p> <p>2.内容及び手続きの説明及び同意【就労移行支援、就労継続支援B型】(平24条例第90第172条(第10条第1項準用))、(平24条例第90第190条(第10条第1項準用))                  重要事項説明書において、下記の内容が不適切なため、改めること。                  ①内容が、いつ現在のものが記載がない。                  ②職員体制が実態と異なる。                  ③職員体制、営業日、定員が運営規程と整合していない。                  ついては、具体的な改善状況を報告するとともに、改善が確認できる資料を添付すること。</p> <p>3.訓練費給付費の額に関する通知等【就労移行支援、就労継続支援B型】(平24条例第90第172条(第24条第1項準用))、(平24条例第90第190条(第24条第1項準用))                  利用者に、法定代理受領による訓練等給付費の額を通知していないことが確認されたため、改めること。                  ついては、具体的な改善状況を報告するとともに、改善が確認できる資料を添付すること。</p> <p>4.サービス提供の記録【就労移行支援、就労継続支援B型】(平24条例第90第172条(第20条第2項準用))、(平24条例第90第190条(第20条第2項準用))                  サービスを提供した際は、その都度利用者から確認を受けなければならないが確認を受けていないので、改めること。については、具体的な改善状況を報告するとともに、改善が確認できる資料を添付すること。</p> <p>5.就労移行支援計画の作成等【就労移行支援】(平24条例第90第172条(第60条準用))                  次の内容が不適切なため、改めること。                  ①指定就労移行支援の目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した就労移行支援計画の原案が作成されていない。                  ②就労支援計画の作成に係る会議の開催が書面上確認できない。                  ③モニタリングが、3月に一回以上ではなく6月に一回となっている。                  ④計画の交付が確認できない。                  ⑤特定相談支援事業者が作成した、サービス等利用計画に沿った計画となっていない事例がある。                  ついては、具体的な改善状況を報告するとともに、改善が確認できる資料を添付すること。</p> <p>6.就労移行支援計画の作成等【就労継続支援B型】(平24条例第90第190条(第60条準用))                  次の内容が不適切なため、改めること。                  ①指定就労継続支援の目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案が作成されていない。                  ②就労継続支援B型計画の作成に係る会議の開催が書面上確認できない。                  ③計画の交付が確認できない。                  ④特定相談支援事業者が作成した、サービス等利用計画に沿った計画となっていない事例がある。                  ついては、具体的な改善状況を報告するとともに、改善が確認できる資料を添付すること。</p>
②実施した改善内容	<p>○障害者総合支援法に基づく実地指導【サービス種別:就労移行支援、就労継続支援B型】                  (指導年月日 H30.11.1)</p> <p>1.就労支援員には改めて「就労支援員」の辞令を平成30年4月1日付けで交付しました。</p> <p>2.①日付を記載しました。                  ②実態に即した体制の内容に重要事項説明書を訂正しました。                  ③運営規程と重要事項説明書について見直しをして、実態に沿った内容で整合性を図るように</p>

<p>します。必要であれば理事会（H31.3.22予定）にて承認をいただきます。</p> <p>3.平成31年3月受領より通知するように改善いたします。</p> <p>4.サービス提供確認票を作成し利用者に対して提供したサービス内容や具体的な支援を一か月単位で記載し、その都度、または定期的に保護者及び利用者へ説明を行い、署名を頂きます。</p> <p>5.①相談支援事業所が作成したサービス利用計画を基に、事業所において個別支援計画（案）を作成後、関係機関とのケース会議、本人への支援内容説明・確認を行い、署名を頂きます。</p> <p>②個別支援計画書に開催日を記載いたしました。</p> <p>③就労支援事業所においては、3か月に一回以上のモニタリングを実施します。</p> <p>④利用者への交付につきましては、交付日に目付を記入し、同意、受け取りに署名を頂きます。</p> <p>⑤相談支援事業所が作成したサービス等利用計画を基に、事業所においての聴き取りを踏まえて個別支援計画書を作成していきます。</p> <p>6.①相談支援事業所が作成したサービス利用計画を基に、事業所において個別支援計画（案）を作成後、関係機関とのケース会議、本人への支援内容説明・確認を行い、署名を頂きます。</p> <p>②個別支援計画書に開催日を記載いたしました。</p> <p>③利用者への交付につきましては、交付日に目付を記入し、同意、受け取りに署名を頂きます。</p> <p>④相談支援事業所が作成したサービス等利用計画を基に、事業所においての聴き取りを踏まえて個別支援計画書を作成していきます。</p>
---

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入	
② 中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入	
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	